

## 原発事故と住民の権利

2016.3.20 吉村良一（立命館大学）

### 1. はじめに — 分科会の狙いと進め方

- ・福島原発事故被害の救済の課題と原発差止めの課題は相互に密接な関連を有している。しかし、両方の関係者が相互に交流する機会は十分とはいえなかったように思われる。
- ・両者の交流の必要性 — 3月9日の大津地裁決定が差止め仮処分判断の重要な要素とした、シビアアクシデント対策や避難計画の問題は、福島の深刻な実態とずさんな国や東電の対応が、賠償訴訟における被害論や国・東電の責任論の議論から浮かび上がってきたもの  
賠償訴訟においては、津波による浸水の見込み可能性とともに、それが予見可能だった場合に取り得た（取るべきであった）回避措置が問われているが、そのことは、新規制基準の評価等の差止めをめぐる議論と連動して深められてきている  
理論面では、予防原則をどう理解しどう法理論の中に組み込むかは、賠償においても（住民の避難の合理性・相当性判断において予防原則をどう組み込むか）差止めにおいても（予防原則を組み込んだリスク評価のあり方等）重要な課題
- ・午前中の分科会で総合的な討論
- ・午後は分散会とし、独自の、かつ喫緊の課題の議論

### 2. 原発事故と「権利論」

#### (1) 「権利論」の視点から賠償と差止めの両者への問題提起

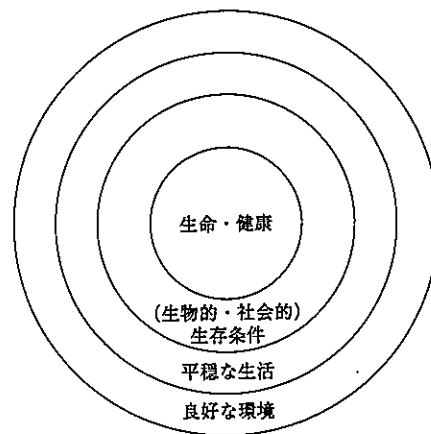
- ・差止めにおいては差止請求権の根拠となるのはどのような権利かという課題であり、賠償にとっては、侵害された被害をどうとらえ賠償の俎上に載せていくか（被害論ないし損害論）にかかわる課題
- ・これまで、原発に対してその建設や運転の差止を求める民事上の請求では、差止の法的根拠として、人格権や環境権が主張されてきた。その際、原発事故による放射線被害は健康に極めて重大な危険をもたらすことから、生命や身体・健康といった意味での人格権が主として念頭に置かれてきた。そして、地震等により事故が起きて許容限度を越える放射線被曝により生命・身体に重大な被害を受ける危険性があるかどうか争われてきた。
- ・他方で、原発事故被害の救済（賠償）にかかわっては、本格的な理論構築がなされてはこなかった。しかし、このような状況は、福島第一原発事故後、一変した。福島第一原発事故により現実に発生している深刻な被害を目の当たりにして、原発事故被害の特質を踏まえた損害賠償論が模索されるようになった。
- ・原発事故被害の賠償を考える際に何よりも重要なことは、その被害の全体像をどうとらえ、いったいそこでは被害者である住民のどんな権利や法益が侵害されていると考えるか（権利論ないし損害論）である。  
本件事故後、従来の公害法理論の成果を踏まえつつ、新しい見解が、主張されてきている。
- ・このような被害の救済における権利論の展開は、そのような被害（権利や法益の侵害）

の防止を求める差止訴訟にも影響を与えるはずである。なぜなら、被害救済と被害防止は別の問題ではなく、本質的には同じ事柄の別の局面と考えられるからである。本件事故後、差止をめぐっても新たな動きが見られるように思われる。

## (2) 原発事故被害における権利・法益論

- ・ 原発事故によって侵害された住民らの権利・法益とは何か。そこで生じている様々な被害の全体を包括する権利・法益論の構築が求められる。
- ・ 「平穩生活権」の主張  
本件で問題となっている被害を平穩生活権で受け止めるとすれば、それは、「身体や健康に直結した平穩生活権」（それが侵害された場合、身体や健康への侵害が生ずる可能性が高い平穩生活権）と位置づけるべきである。なぜなら、放射線被曝による不安は健康被害への不安であり、また、そのような不安には客観的根拠があるからである。
- ・ このように、「身体や健康に直結した平穩生活権」と位置づけるとしても、しかし、それはなお本件の被侵害権利・法益論としては不十分である。なぜならそこでは、あくまで「不安」が主要な問題とされているからである。もちろん、本件においては、放射線被曝による健康不安は重要な問題である。しかし、本件事故によって侵害された被害者の法益はこれにとどまらない。
- ・ 「人間が生涯にわたって地域や人と関係を築き、蓄積し、人間らしい生活を続け、命を次世代につないでいくプロセスそのものを奪ったものであって、これを人格発達権と呼ぶことにする」との主張
- ・ 被害者の「基本的生活権」の侵害であり、侵害された財物は、その「基本的生活権」を支える物質的基礎と考える
- ・ 淡路剛久：「本件原子力事故によって侵害された法益は、地域において平穩な日常生活をおくることができる生活利益そのものであることから、生存権、身体的・精神的人格権—そこには身体権に接続した平穩生活権も含まれる—および財産権を包摂した『包括的生活利益としての平穩生活権』が侵害されたケースとして考えることとしたい」
- ・ 吉村：われわれの生活は地域コミュニティの中において存在する。そして、このような生活諸条件に支えられて我々は生存（生物的・社会的生存）している。この生存が脅かされたとき、健康や、さらには生命が危機にさらされる。今回の被害は、生活の基盤を奪い、それが生存の条件を脅かし、ひいては生命や健康被害につながっていく  
「生活破壊→生存条件の剥奪→生命の危機」の三層構造（図参照）

原発事故により侵害された(侵害される)住民の権利・法益



### 3. 原発差止訴訟における権利論の新たな動き

- ・従前の民事差止訴訟では、差止請求の根拠として、他の公害差止訴訟と同様、環境権や人格権が挙げられてきた。事故前に、民事訴訟として唯一差止請求を認容した志賀原発運転差止事件第1審判決（金沢地判平成18年3月24日判例時報1930・25）は、「放射線被曝により生命・身体に重大な被害」発生の具体的危険が認められるとして差止請求を認容したのであり、そこで想定された被害は、「生命・身体」被害であった。
- ・しかし、本件事故が、2で述べたような多様で広範囲な被害を発生させた後には、原告が主張する発生しうる被害の主張が、より具体的で、多様なものになってきている。例えば、2012年11月に提訴された大飯原発運転差止訴訟の訴状は、本件事故による具体的損害の説明に多くの紙数を尽くし、「原子力発電施設で深刻な事故が発生すれば・・・人類の生存に関わる、重大かつ深刻な被害が生じる。このような悲惨な事故を二度と繰り返してはならない」として、差止の必要性を説いている。本訴訟に携わる渡辺輝人弁護士は、「福島第一原発事故の発生とその後に生じた回復不可能な損害は、本訴訟の原点であり、それが「大飯原発でも現実的に起こりうる事態であることを裁判官に具体的にイメージしてもらう必要がある」ことから、訴状において、福島第一原発事故の発生過程や汚染状況、それにより生じた回復不能な損害について概要を示したと述べている（「大飯原発差し止めを求める京都の訴訟と運動」環境と公害44巻1号12頁以下）。他の差止訴訟でも同様のことが行われている。
- ・本件事故後の原発差止訴訟が、本件事故で生じている被害の具体的な姿を出発点にして差止（そのような被害の防止）を裁判所において主張するのは、ある意味で当然のことであるが、興味深いのは、そのことが差止請求の根拠となる権利論にも影響を及ぼしているように思われることである。本件事故により侵害された権利・法益は、前述したように重層的な構造を持っているが、その中で最も特徴的なものは、人々の生存を支える諸条件や平穏な生活への深刻な侵害が見られることであった⇒本件事故後の差止訴訟では、従来的人格権と並んで、「生存権」が挙げられるようになってきている。例えば、玄海原発差止訴訟の訴状は、原発の稼働は「憲法が個人に保障している生命、身体、健康を維持し、快適な生活を営む権利、すなわち人格権（13条）及び生存権（25条）を侵害することは明らかである」とし、「人格権及び生存権に基づき」玄海原発の運転の差止めを求めている。また、福島第一原発事故前に提訴され、2014年3月27日に大飯原発3、4号機の運転差止を認めた福井地裁判決も、「生存を基礎とする人格権」「生命を守り生活を維持するという人格権」を基礎に、その具体的侵害のおそれがあるときは人格権に基づいて差止を請求できるとし、人格権の中に、「生存」「生活」という要素を取り込んだ判断を示している（大塚直は、これを「生活基盤維持権」とする（「大飯原発運転差止訴訟第1審判決の意義と課題」法学教室 410号91頁））。
- ・この点に関し、井戸謙一が2012年に行った次のような指摘が先駆的かつ重要  
「福島第一原発事故が人々から奪ったもの、それは、従来、生命、健康等の身体の健全性を中心に理解されてきた『人格権』、大気、水、大地等、自然環境の健全性を中心に理解されてきた『環境権』といった概念では到底包摂しきれない」「彼らは、自分を支える身体、自然環境、地域コミュニティ、地域を作るために営々と積み上げてきた長年の努力、

これからの生活に対する夢、人生設計等を総体として剥奪されたのであり「奪われた権利は、憲法上の権利概念としては、『生存権』が最もふさわしい」。「従前、生存権については、社会権として議論され・・・てきた。しかし、これを暴力的に奪う侵害（福島事故はまさにそれにあたる一吉村）から対抗するための自由権的な側面があるのではないか。『生存権』概念の捉え直しが必要とされている」（井戸謙一「原発訴訟の新しい段階」法の科学44号128頁）というのである。

- ・ 原発事故被害の特質は、事故によって住民らの生活と生存条件が深刻に侵害されるところにある。このような、生活や生存条件に対する深刻な被害を目の当たりにした後の差止論としては、このような動向は適切であり、むしろ当然のものである。本件事故が住民らの平穏な生活に関する権利・法益と（生物的・社会的）生存諸条件に関する権利・法益に重大な被害をもたらしたとすれば、それらは当然に、（そのような被害を防止するという）差止請求の根拠となるべきものである。
- ・ このような差止根拠としての権利の豊富化、生存や生活の重視は、理論的・実践的にどのような意義を有するのか
  - ①このような権利論によって、原発事故で生じた（＝差止によって防止すべき）被害の重大性（その深刻さと広がり）が具体的にかつリアリティをもって語る事が可能になる
  - ②このような権利論によって、原発事故によって生じた（生じうる）地域全体とそこでの多数の住民の被害を差止訴訟原告個人の権利として取り込むことが可能になるのではないか。公害訴訟では、従来から、地域の被害や多数の（原告以外の）住民の被害をいかにして原告自身の権利や法益として取り込んで賠償や差止を請求していくかについて議論されてきた。環境権の主張の狙いの一つもそこにあった。地域に生じた（生じうる）広範な被害を、「ふるさと喪失」や「ふるさと変容」という言葉で語られる住民の生活とそれを支える生存条件の破壊としてとらえることにより、上のことが理論的に可能となるのではないか。